

茨城工業高等専門学校教員人事評価規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育理念の実現に向けて、本校教員の業績を適正に評価することで、教育研究その他の活動の活性化及び質の向上を図ることを目的に実施する教員人事評価（以下「評価」という。）に関し、必要な事項を定める。

(評価の対象)

第2条 評価の対象となる者は、本校に在職する独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第3条に規定する教員（以下「対象教員」という。）とし、独立行政法人国立高等専門学校機構再雇用規則に規定する再雇用教職員及び独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員就業規則に規定する有期雇用教職員は対象としない。

(評価の実施)

第3条 評価は、毎年度2回実施する。ただし、評価実施年度の4月1日において、対象教員としての在職期間（以下「在職期間」という。）が6月未満の者の最初の評価は、在職期間が6月を経過した日の属する年度の翌年度に実施する。

2 評価の基準日は、6月1日及び12月1日とする。

3 評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、原則として評価実施年度の前年度の4月1日からその年度の3月31日までの在職期間とする。

(評価領域)

第4条 評価は、次の各号に掲げる評価領域に区分する。

- 一 校務
- 二 教務・学生指導
- 三 研究・社会貢献

(評価点)

第5条 評価は評価領域ごとに実施し、評価領域ごとに評語を付し、評価点を決定する。

2 評語の種類は、S+、S、A+、A、B+、B、B-（校務のみ）、Cとし、評価領域別の各評語の評価点は、別表1のとおりとする。

3 前項により算出した評価点に、評価領域ごとに個人が設定したそれぞれの「職位に応じた貢献度」の重みを乗じ、三領域の評価点を合算した点を、総合評価点とする。

4 評価領域ごとの「職位に応じた貢献度」の重みの設定制限は、別表2のとおりとする。

5 三主事及び専攻科長は、総合評価点から三主事は15%を、専攻科長は10%を減算する。

(順位)

第6条 総合評価点の高い順に順位を決定する。

2 総合評価点が高点の場合は職位の低い者を、職位が同一の場合は校務領域の評価点の高い者を、更に校務領域の評価点が高い場合は研究・社会貢献の評価点の高い者を上位者とする。

(評価結果の通知)

第7条 校長は、評価結果を対象教員に通知する。

(評価結果の運用)

第8条 校長は、評価結果を次の各号に掲げる事項の運用に反映させることができる。

- 一 勤勉手当
- 二 昇給
- 三 昇任
- 四 その他校長が特に必要と認める事項

(意見申立)

第9条 対象教員は、評価結果に対し意見がある場合は、意見申立ての理由を記載した文書に根拠資料を付し、校長に対して意見申立てを行うことができる。

2 校長は、前項の規定による意見申立があった場合は、審査のうえ、最終的な評価結果を決定する。

(面談等)

第10条 校長は、必要に応じて、対象教員に資料の提出を求め、面談等を実施することができる。

(評価結果の公表)

第11条 評価の結果については、個人情報として取り扱い、原則として公表しない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年1月13日から施行する。

評価領域別評語 評価点

別表 1

	S+	S	A+	A	B+	B	B-	C
校務	10	9	8	7	6	5	4	3
教務	10	9	8	7	6	5		4
研究	10	9	8	7	6	5		4

校務：（校務領域），教務：（教務・学生指導領域），研究：（研究・社会貢献領域）

職位別 貢献度設定制限

別表 2

教授	30～35%
准教授	25～40%
講師	25～50%
助教	15～50%